第3609号（2-2）

READAS
リーダァスクラブ

1994年1月6日創刊・毎日発行

リーダァスクラブFAXニュース

(2008年)平成20年 9月 29日 月曜日

発行所 株式会社 FPシミュレーション
大阪市中央区備後町2－4－6 Tel :06-6209-7678
編集発行人:税理士 三輪 厚二 Fax :06-6209-8145

♤ リース物件の陳腐化による借換え

Q：リース物件が陳腐化したので、借換えしようと思います。残存リース料は消費税ではどのように取扱われますか？

A：残存リース料は、課税仕入に該当しないこととされています。

【解説】

会社が、所有権移転外ファイナンスリース契約の対象となっているリース物件が陳腐化したため、リース会社と契約を解約する場合の消費税の取扱いは、次のようにされています。

① 賃借人の取扱い

リース契約を解約する場合には、残存リース料を支払うことになりますが、この残存リース料は、リース債務の返済であることから、消費税では、課税対象外として取り扱われることとなっています。

また、契約を解約するに際して、賃貸人と賃借人が合意して、陳腐化したリース物件を廃棄するとともに、残存リース料の一部又は全部を減額した場合には、その減額相当額は、リース料の値引きがあったものと認められることから、仕入れに係る対価の返還等として取り扱われることとなっています。

② 賃貸人の取扱い

賃貸人においては、解約等の日の属する課税期間に残存リース料に対して消費税が課されることとなります。

また、残存リース料につき減額した金額は、売上げに係る対価の返還等として取り扱われることとなります。